

にかほ市告示 112号

にかほ市市税条例(平成17年にかほ市条例第57号)附則第25条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものは、次のとおりとする。

令和2年11月2日

にかほ市長 市川雄次

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(令和2年政令第160号)第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定した行事